

仕様書（案）

1 件 名

令和8年度災害用備蓄物資の保管管理業務委託

2 目的・業務内容

福岡市の災害用備蓄物資の一部について、災害発生時に市内に迅速かつ円滑に必要な物資を供給できるようにするため、以下の業務について委託するもの。

- (1) 備蓄物資を適切に保管できる倉庫の確保
- (2) 食料や毛布をはじめとした備蓄物資の保管
- (3) 備蓄物資の品質・用途に応じた適切な管理
- (4) 備蓄物資の在庫管理
- (5) 災害発生時の物資の搬出入

3 保管予定物資

食料：400パレット

生活必需品：600パレット

その他：600パレット

※パレットは、国内標準規格（1,100mm×1,100mm）とし、高さ制限は1,400mmとする。

※複数の倉庫で、各品目について数量を適切に分散して保管するものとする。

4 必要坪数（目安）

800坪 ※2箇所以上の倉庫の合計とする。

5 災害用備蓄物資の保管・管理方法

- (1) 保管方法については、ネステナやラックを使用し、パレット置きとすること。パレット積みは2段まで可とする。また、必要に応じて荷崩れ防止等を実施すること。
- (2) 受領した物資の取扱及び保管方法等については、倉庫業法等関係法令に基づき適切に取り扱うこと。
- (3) 倉庫内の在庫状況（品目・数量・保管期限等）及び保管状況について、毎月、福岡市へ報告すること。加えて、災害発生時は、福岡市から報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告すること。
- (4) 備蓄物資の搬出入等については、福岡市からの求めに応じて、可能な範囲で円滑に対応すること。
- (5) 破損・盗難等が発生しないように、適切な環境で管理すること。
- (6) 保管物資の品質保持のため、適切な温度、湿度で管理すること。



6 災害用備蓄物資の保管基準

福岡市内または、福岡都市圏 (<https://www.fukuoka-tosiken.jp/about/>) ほか隣接する自治体 (佐賀市等) において、以下の全ての基準を満たし、「3 保管予定物資」が保管できるスペースを2箇所以上の建物内に確保したうえで、委託業務を実施すること。

- (1) 保管場所の所在市町村が公表しているハザードマップにおいて、浸水や土砂災害が想定される場合、それらによって保管物資の毀損や搬出入ができなくなるおそれがない階層を保管スペースとすること。もしくは、かさ上げ等の浸水防止対策を講ずること。

(福岡市の場合)

総合ハザードマップ

<https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/bousai/>

- (2) 迅速な物資輸送の確保のため、高速道路 (福岡都市高速を含む) の I C より直線距離 5 キロメートル以内に所在及び緊急輸送道路と拡幅 7.0m 以上の道路で接続していること。
- (3) 国土交通省より倉庫業法に基づく登録を受けた営業倉庫であること。
- (4) 大型トラック (10 トン) での搬出入等が可能であること。
- (5) 24 時間の連絡体制が確立されていること。
- (6) フォークリフトが常時使用可能である等、災害発生時に迅速な物資の搬出入の実施 (訓練を含む) を可能とする体制が整備されていること。

7 契約期間

契約日～令和 9 年 3 月 31 日

(倉庫の使用は、令和 8 年 7 月 1 日開始予定)

9 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。
- (2) 災害発生時に物資の搬出入を実施した場合に発生した費用については、福岡市が負担するものとする。なお、福岡市が負担する経費の価格等については、双方協議のうえ、決定する。